



職場体験学習

7月12日～14日まで、社協本所デイサービス事業所では、志佐中学校3年生の職場体験学習が行われました。体験に来てくれたのは、佐々木 ^{ささき} 結菜さん、古川 ^{ふるかわ} 心愛さん、
^{もとよし} 本吉 ^{まなみ} 愛実さん、^{こにし} 小西 ^{ひな} 陽菜さんの4人の生徒さんです。

生徒たちは、利用者の食事や立ち座りを手伝ったり、一緒に七夕飾りをつくるなどして、デイサービス事業所の活動を体験しました。利用者の皆さんも生徒たちに囲まれて、楽しい時間を過ごされました。



この広報紙は、皆さまから寄せられた会費、共同募金・寄付金などで作成しています。

2023.10.1

Vol. 72



じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金

運動にご協力をよろしくお願いします

運動期間 令和5年10月1日～12月31日

令和5度 松浦市支会の目標額

赤い羽根共同募金 3,413,000円

○1世帯あたり500円を目安としております。

今年も10月1日から12月31日まで、赤い羽根共同募金運動が全国一斉に始まります。

皆さまからいただいた募金は、さまざまな地域福祉活動に活用され、松浦市においては、ボランティア活動の推進をはじめ、地域福祉活動の貴重な財源として大きな役割を担っています。また頻発する国内での地震や風水害等による災害救援活動にも役立てられています。

赤い羽根共同募金は、誰もが参加できる福祉活動のひとつです。皆様のあたたかいご協力と積極的なご参加をお願いいたします。



共同募金の使いみち

地域で集められた募金は、じぶんの町を良くする活動に使われています。
松浦市社会福祉協議会に助成されたお金は次のような活動に使われています。

◎支援を必要とする高齢者のために

福祉配食サービス事業、老人クラブ活動助成、
三世代交流事業、地区社協へ活動助成
グラウンド・ゴルフ大会、会食型食事サービス
事業 など

◎障がいをお持ちの方々のために

障がい者団体への活動助成、
障がい児教育へ助成

◎子どもたちのために

福祉協力校（市内の小・中・高校）へ活動助成、
保育会へ活動助成、保護司会へ活動助成

◎ひとり親家庭を支援するために
母子寡婦福祉会へ活動助成

◎地域における福祉活動を支援するために

ベンチ設置事業、社協だよりの発行、
公園・広場整備事業 など

◎ボランティア活動を支援するために

ボランティア活動保険加入助成、
ボランティア活動助成事業 など

令和5年度 歳末たすけあい運動

運動期間 12月1日～12月31日

松浦市では1,000,000円（1世帯200円）を目標額として、運動を展開していきます。

この運動は、共同募金運動の一環として、地域住民、ボランティア及び民生委員・児童委員の方々の参加とご協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう支援活動を行うものです。

この運動に寄せられた募金は、在宅寝たきり高齢者や在宅重度心身障がい児・者、低所得世帯へのお見舞いとして助成されます。

誰もが地域で安心して暮らせるよう、皆様のあたたかいご協力をよろしくお願いいたします



赤い羽根共同募金 運動クイズ ～まちがい探し～

左の上下の絵には、違うところが7ヶ所あります。全部わかりますか？

違うところが全てわかった方は、社会福祉協議会までご応募下さい。

正解者の中から抽選で10名の方に共同募金会オリジナル記念品（QUOカード）をプレゼントいたします！たくさんのご応募をお待ちしております。

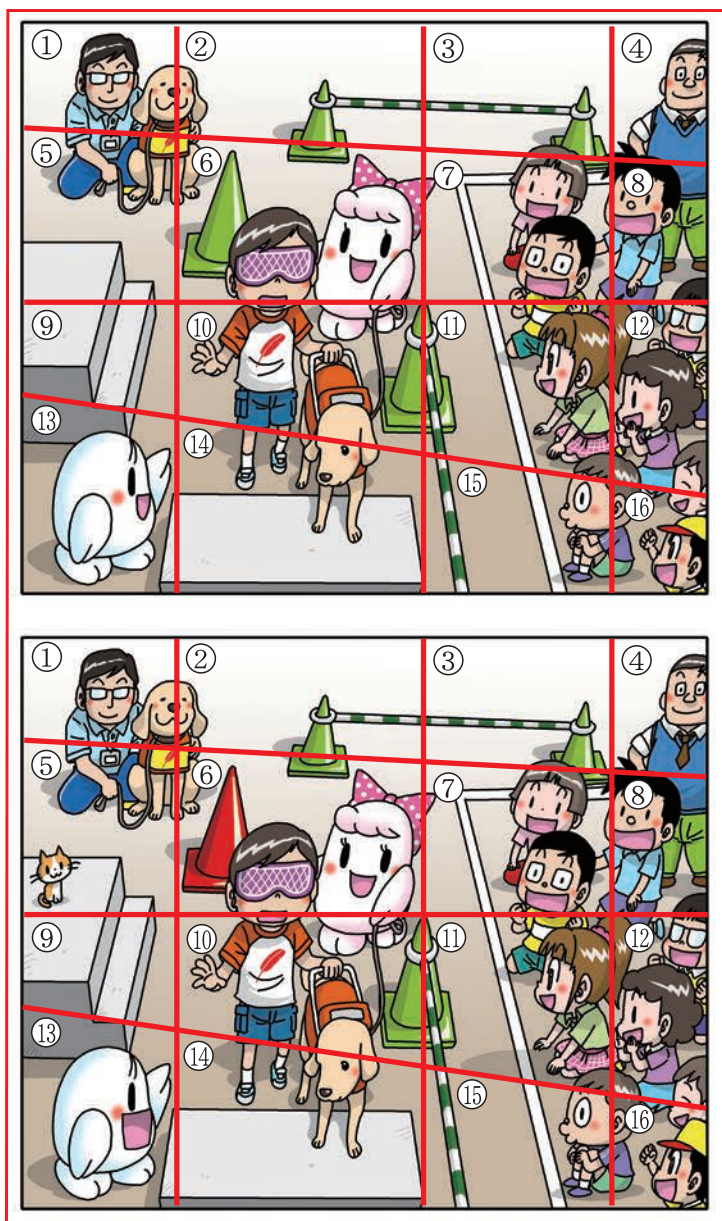
〔応募方法〕 官製ハガキに住所、氏名、年齢、電話番号、クイズの答え（違うところの番号）をご記入の上、ご応募下さい。

〔応募先〕 松浦市社会福祉協議会
「プレゼントクイズ係」
〒859-4502
松浦市志佐町里免347番地4

〔締切〕 令和5年10月31日（火）
※当日消印有効

〔当選発表〕 本会ホームページに、お名前と地区名を発表させていただきます。

※クイズの答えは応募期間終了後に次号及びホームページにて発表します。



成年後見制度・法人後見事業

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない方のお金の管理や日常生活でのさまざまな契約（身上の保護）、財産管理などを支援することを目的とした制度です。

判断能力の程度により、裁判所が支援者となる後見人、保佐人、補助人を選任します。（以下「後見人等」という。）後見人等には、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職のほか、社会福祉協議会などの法人や家族、市民が後見人等となることも可能です。

松浦市社協では、令和5年度から支援の必要な方が、地域で安心して生活できるように、関係機関、福祉や法律の専門職などと連携して、法人後見業務に取り組んでいます。なお、松浦市社会福祉協議会が後見人等として受任できるのは、次の対象者の方となります。成年後見制度の利用を希望される場合は、福祉事務所若しくは地域包括支援センター、社会福祉協議会にご相談ください。

◇法人後見事業

利用できる方

松浦市内に居住し、紛争性が無く、身上の保護と日常生活に係る金銭管理が中心の方で、次のいずれかに該当する方

- 市長申立てをする者で、他に適切な後見人等が得られない方
- 原則として高額な財産を所有せず、他に適切な後見人等が得られない方
- 日常生活自立支援事業の利用者で判断能力が低下した方

利用料金

家庭裁判所が本人の資力等によって決定した報酬額が利用料となります。
その他、法人後見業務に要する費用については、本人負担となります。

寄付のお礼(受付:令和5年6月11日～令和5年9月10日)

社協本所・各支所へお寄せいただいた寄付金は、各種福祉事業や地域福祉活動の貴重な財源として有効に活用させていただきます。

香典返し寄付

【本 所】

- ・原田 恵美子様（志佐・高野団地）
亡夫 原田 昱夫 様
- ・藤本 吉則 様（志佐・里2）
亡父 藤本 哲男 様
- ・福守 恵美子様（御厨・池田上）
亡夫 福守 富男 様

【福島支所】

- ・土谷 敏江 様（福島・浅谷）
亡父 松尾 邁 様
- ・吉田 賢龍 様（福島・伊万里釜）
亡父 吉田象二郎 様

- ・木寺 ミツエ様（福島・浅谷）
亡子 木寺 誠一 様
- ・前田 まゆみ様（福島・伊万里釜）
亡子 前田 将太 様
- ・村中 光男 様（福島・里）
亡母 村中 アキ 様
- ・山口 浩 様（福島・伊万里釜）
亡父 山口 義雄 様
- ・志水 巧 様（福島・播磨釜）
亡父 志水 立身 様
亡母 志水 マツ 様
- ・倉持 ミツヨ様（福島・福崎）
亡夫 倉持 幸弘 様
- ・宮脇 吉勝 様（福島・鍋串）
亡母 宮脇 マサ 様

【鷹島支所】

- ・加藤 義隆 様（鷹島・舩唐津）
亡母 加藤クニエ 様
- ・宮本 克己 様（鷹島・阿翁浦）
亡母 宮本ヨシ子 様
- ・倉橋 富子 様（鷹島・舩唐津）
亡夫 倉橋 謙一 様
- ・藤本 廣一 様（鷹島・阿翁）
亡母 藤本セツエ 様
- ・前田 裕樹 様（鷹島・三里）
亡伯母 前田 咲江 様



※希望者のみ掲載